

令和元年度

水道水質検査の結果をお知らせします



令和元年8月19日(月)に水道水質検査を行い、全ての検査項目で水質基準に適合していることを確認しました。

問い合わせ 水道グループ (☎5510)

「申し込み」「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

項目	項目	単位	水質基準値	幌別浄水場	温泉浄水場	千歳浄水場	区分
健康に関する項目※2	1 一般細菌	個/ml	100以下	0	0	0	病原生物による汚染の指標
	2 大腸菌	-	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	
	3 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	無機物・重金属
	4 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
	9 亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.3	0.1	0.2	
	12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.05未満	0.05未満	0.06	
	13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
	14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	一般有機物
	15 1、4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
	16 シス-12-ジクロロエチレン及びトランス-12-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	消毒副生成物
	20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.07	0.06未満	0.06未満	
	22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
	23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.018	0.005	0.004	
	24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.009	0.003未満	0.003未満	
	25 ジブromokロメタン	mg/l	0.1以下	0.002	0.002	0.003	
	26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.027	0.011	0.011	
	28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.009	0.003未満	0.003未満	
	29 ブロモジクロメタン	mg/l	0.03以下	0.007	0.004	0.004	
	30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	着色
	31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.01	0.01未満	0.01未満		
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満		
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	味	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	8.8	7.9	5.6		
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	着色	
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	7.2	5.6	7.7		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	18	16	59	味	
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	82	77	120		
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	発泡	
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001	0.000001未満	0.000001未満		
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	かび臭	
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	発泡 臭気	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3以下	0.6	0.3未満	0.3		
47 pH値	-	5.8以上8.6以下	7.5	7.5	7.9	基礎的性状	
48 味	-	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		
49 臭	気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		
50 色	度	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満		
51 濁	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満		

- ※1 『水質基準』：水道水の品質を管理するための基準で、『健康に関する項目』31項目、『水道水が有すべき性状に関する項目』20項目の合計51項目が定められています。
- ※2 『健康に関する項目』：生涯にわたり飲み続けても人の健康に影響が生じない値をもとに、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。
- ※3 『水道水が有すべき性状に関する項目』：日常生活に使用するときの不都合が生じない値をもとに、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。